

潤生園高齢者総合サービスセンター (介護予防)短期入所生活介護事業運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人小田原福祉会が開設する潤生園高齢者総合サービスセンターが行う、指定(介護予防)短期入所生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項定め、事業所の管理者や介護職員等は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場にたって要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護職員等は、利用者が要介護者等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所名名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 潤生園高齢者総合サービスセンター
2 所在地 神奈川県小田原市穴部 377

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 《 2024年 3月 1日現在 》
- 1 管理者 1名(常勤兼務職員)
管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を総合的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 2 生活相談員 2名以上(常勤兼務職員)
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 3 介護職員 15名以上(常勤兼務職員)
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 4 看護職員 3名以上(常勤兼務職員)
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 5 栄養士 2名以上(常勤兼務職員)
栄養士は、利用者の嗜好を尊重し、エネルギーの消費量と摂取量のバランスを考慮して食べてい頂ける食事、献立の作成及び調理の指導に努める。
- 7 機能訓練指導員 1名(常勤兼務職員)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 入所定員は1日21名とする。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準により、別紙1(利用料金表)に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分に居住費、食費を加えた分とする。

1 サービスの内容

【介護サービス】

- (1) 1週間に2回以上の割合で、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭する。
- (2) 排泄の介助をする。おむつを使用せざる得ない利用者についてはおむつを適切に交換する。
- (3) 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (4) 希望や必要に応じて機能訓練を行う。
- (5) その他、日常生活上、利用者必要とする介護を提供する。

【食事サービス】

食事は栄養士が立てた献立によりなるべくご自分で「食べていただける食事」を提供する。なお、利用者の好みや食欲、病態に合わせて特別食も提供する。
：食事時間はおおむね次の時間帯とする。

朝食 7:45～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

2 介護保険の給付対象サービス・サービス料金

利用者負担金は、次の3種類に分かれる。

- (1) 介護報酬に係る利用者負担金
(通常、費用全体の1割、2割、3割。利用者の「介護保険負担割証による」)
 - (2) 運営基準(厚労省令)で定められた「その他の費用」(全額自己負担)
 - (3) 通常サービス提供の範囲を超える介護保険の給付対象外費用(全額自己負担)
- ※(1)(2)の費用が必要となる場合には、事前にご利用者の同意を得る事とする。

3 介護保険の給付対象外サービス

- (1) 特別な食事 …〔実費〕
- (2) 理容 …理容師の来園による理髪サービス
<料金> …〔1回 1500円〕
- (3) 特別希望の教養娯楽等の提供、レクリエーション行事等〔実費〕
- (4) 特別希望の生活用品の提供〔実費〕
- (5) 私物のクリーニング代金〔実費〕
- (6) 施設内看取り時の死後処置(エンゼルケア代金)〔10,000円〕

(損害賠償責任)

第7条事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(緊急時等における対応方法)

第8条介護職員等は、サービス提供を行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡等の措置

を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実地地域)

第9条通常の事業の実地地域は、次のとおりとする。

小田原市全域、南足柄市全域

※中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、秦野市、平塚市、藤沢市、伊勢原市については応相談

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、居室及び共用施設等を本来の用途に従って、利用するものとする。

- (1) 利用者に、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、事業者及び従業者が利用者の居室内に立入り、必要な措置をとることを認めるものとする。ただし、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護については十分な配慮をするものとする。
- (2) 利用者は、事業所の施設、整備について、故意または重大な過失により滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。
- (3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法を決定するものとする。

3 利用者は施設内で次の各号に該当する行為をすることを禁止するものとする。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) 従業者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動
営利活動を行う事。
- (4) その他決められた以外の物の持ち込み。

第6章 その他、施設の運営に関する事項

(守秘義務等)

第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する事項を理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約が終了した後も継続する。

- 2 事業者は、利用者が医療機関に入院等する場合等、必要がある時は、医療機関や保険者等に対し、利用者の心身等の情報を収集・提供できることとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束)

第12条 当施設は、原則的に身体拘束は行わない。やむを得ず行う場合は『身体拘束等「行動制限」についての取扱要領』に基づき、同意書により同意を得て行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に対し具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情への対応等)

第14条 提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講

- ずるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告、若しくは、文書その他の物件の提出、若しくは定時の命令又は当該職員からの質、問若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供して指定短期入所に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告、若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第15条 当事業は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置)

- 第 16 条 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置当を活用して行うこともできるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 17 条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るため、次の各号に定める研修の機会を提供するものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 3 回以上
 - (3) 課題研修 必要時
- 2 この規定(または細則)に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小田原福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 18 条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、ご利用者、ご家族、取引先、その他利害関係者等により、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境

が害されることを防止するため、方針の明確化等 必要な措置を講じる。

2 ハラスメントは、サービス提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与える。下記のような行為があった場合、必要に応じて、サービス対応の見直し等を行う。

(1)性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為

(2)特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力

(3)叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

(4)長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

附 則

平成12年 4月 1日施行

平成14年 2月 1日改正

平成15年 4月 1日改正

平成17年10月 1日改正

平成18年11月 1日改正

平成19年11月 1日改正

平成23年 3月 1日改正

平成23年 7月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成25年 6月 1日改正

平成25年 8月 1日改正

平成26年11月 1日改正

平成29年 1月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

平成29年11月 1日改正

令和 元年10月 1日改正

令和 2年10月 1日改正

令和 3年10月 1日改正

令和 4年10月 1日改正

令和 5年 1月 1日改正

令和 6年 3月15日改正

令和 7年 7月 1日改正